## (外交防衛委員会)

平 和 的 目 的  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 原 子 力  $\mathcal{O}$ 利 用 に お け る 協 力  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 日 本 玉 政 府 とト ル コ 共 和 玉 政 府 لح  $\mathcal{O}$ 間

 $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 締 結 に 0 1 て 承 認 を 求 8 る  $\mathcal{O}$ 件 第 百 八 + 五. 口 玉 会 閣 条 第 三号) (衆 議 院 送 付 要

山

この 協 定 は 原 子 力  $\mathcal{O}$ 平 和 的 利 用 12 関 す る 日 本 とト ル コ と  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 協 力  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 法 的 枠 組 4 を 提 供 す る ŧ  $\mathcal{O}$ 

で あ り、 日 本 側 は  $\bigcirc$ 三 年 平 成 <u>二</u> 十 五. 年 兀 月二 + 六 日 に 東 京 で、 1 ル コ 側 は 同 年 五. 月 三 日 に ア ン 力 ラ

で 署 名 が 行 わ れ た。  $\mathcal{O}$ 協 定 は、 前 文、 本 文 十 五. 笛 条 及 び 末 文 並 び に \_  $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 不 可 分  $\mathcal{O}$ 部 を 成 す 附 属 書

Α 及 び В か 5 成 り、 主 な 内 容 は 次  $\mathcal{O}$ لح お ŋ で あ る

 $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 下 で  $\mathcal{O}$ 協 力 は 専 門 家 等  $\mathcal{O}$ 交 換 情 報  $\mathcal{O}$ 交 換、 核 物 質 資 材、 設 備 及 び 技 術  $\mathcal{O}$ 供 給 等  $\mathcal{O}$ 方 法

に ょ ŋ 探 鉱 及 てバ 採 掘 原 子 炉 両 締 約 玉 政 府 が 合 意 す る ŧ  $\mathcal{O}$ に 限 る。  $\mathcal{O}$ 設 計 建 設 運 転 及 び 廃 术

核 燃 料  $\mathcal{O}$ 生 産 及 び その た 8 0) 設 備  $\mathcal{O}$ 製 作 原 子 力 0) 安 全 等 0 分 野 に お *\* \ て 行うことが できる。

この 協 定  $\mathcal{O}$ 下 で  $\mathcal{O}$ 協 力 は 平 和 的 非 爆 発 目 的 に 限 0 7 行 V)  $\mathcal{O}$ 協 定 に 基 づ V て 移 転 され た 核 物 質 等 は

11 カコ な る 核 爆 発 装 置  $\mathcal{O}$ た 8 に ŧ 又 は その 研 究若 L < は 開 発 0) た め に ŧ 使 用 L て は なら な

0 協 定 に 基 づ V 7 移 転 さ れ た 核 物 質 等 は そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 締 約 玉 政 府 と 玉 際 原 子 力 機 関 لح 0 間  $\mathcal{O}$ 保 障 措 置

協定の適用を受ける。

兀 両 玉 は  $\mathcal{O}$ 協 定  $\mathcal{O}$ 実 施 に 当 た り、 原 子 力 事 故  $\mathcal{O}$ 早 期 通 報 に 関 す る 条 約、 原 子 力 事 故 又 は 放 射 線 緊 急 事

熊  $\mathcal{O}$ 場 合 に お け る 援 助 に 関 す る 条 約 及 び 原 子 力  $\mathcal{O}$ 安 全 に 関 す る 条 約 に 基 づ Ś そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 玉  $\mathcal{O}$ 既 存  $\mathcal{O}$ 義 務 に

適合するように行動する。

五  $\mathcal{O}$ 協 定 に 基 づ 1 て 移 転 さ れ た 核 物 質 等 に 0 V て、 両 締 約 玉 政 府 は、 そ れ ぞ れ  $\mathcal{O}$ 基 準 **少** なくとも

協 定  $\mathcal{O}$ 附 属 書 В に 定  $\Diamond$ る 水 準  $\mathcal{O}$ 防 護 を 実 現 す る t  $\mathcal{O}$ に 限 る に 従 0 7 防 護  $\mathcal{O}$ 措 置 を لح る。

六、

0

協

定

に

基

づ

1

て

移

転

さ

れ

た

核

物

質

等

は

供

給

締

約

玉

政

府

 $\mathcal{O}$ 

書

面

に

ょ

る

事

前

 $\mathcal{O}$ 

同

意

が

得

5

れ

る場

合

を

除 < ほ か 受 領 締 約 玉 政 府  $\mathcal{O}$ 玉  $\mathcal{O}$ 管 轄  $\mathcal{O}$ 外 に 移 転 さ れ 又 は 再 移 転 さ れ な 1

七、  $\mathcal{O}$ 協 定 12 基 づ 11 て 移 転 さ れ た 核 物 質 等 は 両 締 約 玉 政 府 が 書 面 12 ょ り 合 意 す る場場 合 12 限 り、 1 ル コ  $\mathcal{O}$ 

管 轄 内 に お 1 て 濃 縮 L 又 は 再 処 理 す ること が で きる

八、  $\mathcal{O}$ 協 定 は 各 締 約 玉 政 府 が 他 方  $\mathcal{O}$ 締 約 玉 政 府 に 対 し、 効 力 発 生  $\mathcal{O}$ た 8 12 必 要とさ れ る 玉 内 手 続 が 完 了

L たことを確 認 す る 通 告 を 行 1 遅 11 方  $\mathcal{O}$ 通 告 が 受領 さ れ た 日  $\mathcal{O}$ 後 三十 日 目  $\mathcal{O}$ 日 に 効 力 を 生ず る